独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の 規定に基づき、平成28年3月〇日付けをもって厚生労働大臣から 指示のあった独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成 するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立 行政法人労働者健康安全機構中期計画を定める。

> 平成28年3月〇日 独立行政法人労働者健康福祉機構 理事長 武谷 雄二

- 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置
- Ⅰ 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項
- 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
- (1) 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究(以下「重点研究」という。)として、以下の5分野に取り組む。

- ① 過労死等関連疾患(過重労働) 過労死等の危険因子(労働要因、生活要因、健康状態 等)やそれと疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に 資する研究を行う。
- ② 石綿関連疾患 (アスベスト) 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研 究を行う。
- ③ 精神障害(メンタルヘルス) 職場復帰のプロセス等に関する調査研究を実施し、メ ンタルヘルス不調の予防のための方策及び精神障害に罹患 した労働者の職場復帰を促進する要因を検討する。
- ④ せき損等(職業性外傷) せき損等の職業性外傷の疾病研究等を踏まえ、予防 策、モデル医療の策定及び生活支援策の検討を行う。

労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成23年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画を定める。

平成23年3月1日 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 前田 豊

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の 規定に基づき、平成26年3月7日付けをもって厚生労働大臣から 指示のあった独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成 するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立 行政法人労働者健康福祉機構中期計画を定める。

> 平成26年3月7日 独立行政法人労働者健康福祉機構 理事長 武谷 雄二

- 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置
- I 独立行衛法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)の業務と密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討する。

その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討する。

- Ⅱ すべての業務に共通して取り組むべき事項
- (1) 業績評価の実施

外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。 また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(2) 事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意

WELVER CHARLES A WILL A LIBERT (MY O HOLD)		
労働者健康安全機構 中期計画(第3期案) ⑤ 産業中毒等(化学物質ばく露) 産業中毒事案の原因究明や対応策の検討を行う。	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) 見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。
なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、労災疾病臨床研究補助金等、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮する。 また、研究・試験等について企画調整を行う部門(研究試験企画調整部(仮称))を独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)本部に設置の上、統合効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行う。併せて、協議会を設置する等により、重点研究の5分野を推進するための体制・手法を構築する。 重点研究の5分野においては、目指す成果に係る具体的な指標及び目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、下記(5)の事前評価が終了したものから順次公表する。		Ⅲ 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項 「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、 ①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援(産業保健・予防医療)、②疾病への適切な治療の提供(労災医療)、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援(職場復帰支援・両立支援)の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。このため、以下の取組を行う。
(2) 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施(ア)労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、安衛研の研究員(以下「研究員」という。)自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。(イ)労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関 として社会から要請されている公共性の高い業務を適 切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握 し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業 界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者 等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがよ り積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題 や職場環境の把握に努める。	
(ウ)行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 (エ)産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病等を積極的に入手し、その活用に努める。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じ うる労働現場のニーズの把握に努める。	

イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施

上記アにより把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえ、重点研究の5分野と可能な限り連携を図りつつ、以下の調査研究を実施する。

過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握し、過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、過労死等の事例・要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関し、医学的見地から調査研究を着実に推進する。

なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。

下記(5)に示す研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。

(ア) プロジェクト研究

中期目標において示された下記研究項目に基づき、プロジェクト研究を実施する。また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、下記(5)に示す評価を受けて機動的に研究を実施する。

i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に 関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。

また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施

上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。

なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。

また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。

(1) プロジェクト研究

中期目標において示された研究の方向性や現下の 災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研 究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請 の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェ クト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト 研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究 を機動的に実施する。

- ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究
- (ア)勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究 (イ)労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との 関連及び対策に関する研究
- (ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに 関する研究
- (エ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究
- (オ)従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経 年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究
- (カ)ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境中粒子状物質の捕集・分析方法の研

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
ii 産業現場における危険・有害性に関する研究 労働災害の多発している作業、起因物質等に着目 し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における 危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研 究を実施する。	完 イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 (ア)金属酸化物粒子の健康影響に関する研究 (イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 (ウ)健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 (エ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 (オ)建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究 (カ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (カ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (ク)貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究 (ケ)電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究 (カ)初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (サ)非電離放射線等による有害作業の抽出及びその	
iii 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、 リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施し ていくための支援ツールの開発に関する研究を実施す る。	評価とばく露防止に関する研究 ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 (ア)建設業における職業コホートの設定と労働者の 健康障害に関する追跡調査研究 (イ)介護職場における総合的な安全衛生研究 (ウ)発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応 可能な分析法の開発に関する研究 (エ)労働災害防止のための中小規模事業場向けリス ク管理支援方策の開発・普及 (オ)労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究 なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たって は、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の 数値目標を含む到達目標を定める。	
(イ) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生 状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦 略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的 視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度 化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤	(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来の基盤となる萌	

芽的研究等を実施する。

また、重点研究5分野と必要に応じ連携を図りつつ

となる萌芽的研究等を実施する。

実施する。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
(ウ) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速か つ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。 プロジェクト研究については、外部有識者を活用す るなどにより業務内容を厳選する。また、個々の研究 の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果につ いて具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かっ て、いつまでに、どのような成果を得るかについて具 体的な工程表を作成し、下記(5)の事前評価が終了 したものから順次公表する。	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速 かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	
なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下に基づき実施する。		
① 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。		
② 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働 災害の減少(アウトカム)に結びつくプロジェクト研究 を中核として推進するとともに、日本学術振興会科学研 究費補助金等(以下「科研費等」という。)の競争的研 究資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛 生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び 将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強 化する。競争的研究資金の活用に当たっては、若手研究 者の育成に配慮する。		
③ 中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。		
(3) 労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進		1 労災疾病等に係る研究開発の推進等 (1) 労災疾病等に係る研究開発の推進
中期目標に示された3領域については、次のとおり取り組む。 ① 労災疾病等の原因と診断・治療		中期目標に示された3分野については、次のとおり取り組む。 ① 労災疾病等の原因と診断・治療

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案) 労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期) 労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾 病等の原因と 診断・治療に関する研究・開発に取り組 病等の原因と 診断・治療に関する研究・開発に取り組 む。 ② 労働者の健康支援 ② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加 する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野にお する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野にお いた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための いた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための 研究・開発に取り組む。 研究・開発に取り組む。 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研 究・開発に取り組む。 究・開発に取り組む。 イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の (2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進 推進 過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践に 過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を より、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検 集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業 証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事 保健総合支援センター(仮称。以下同じ。)等を介し、事 業場への普及啓発を行う。 業場への普及啓発を行う。 また、予防法・指導法の開発については、45件行う。 また、予防法・指導法の開発については、45件行う。 ウ 行政機関等への貢献 ① 国が設置する委員会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が 設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機 関に協力する。 ② 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療 科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適 切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要 する事案については、労災病院のネットワークを活かし て対応する。 ③ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得 られた医学的知見については、政策立案等との連携を深 めるため、速やかに行政機関に提供する。 ④ アスベスト関連疾患への対応 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応す るため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に 対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象と する当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計 測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に

基づき積極的な受け入れを図る。

⑤ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

労働者健康安全機構 中期計画 (第3 期案) 労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2 期) 労働者健康福祉機構 中期計画 (第3 期) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営 する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ 病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。 (4) データベースの構築等 (3) 研究体制の見直し ア 研究部門の充実

総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、 指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネータ ーを確保する。

また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。

イ 病職歴データベースの整備・活用等

病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究及 び重点研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療 への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ 収集を行う等の改善策について検討する。

ウ 症例データ収集のための連携体制の構築

労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図る。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年 12月6日内閣総理大臣決定(※))を踏まえ、各研究種別 に応じ、外部委員を含む研究を評価する場において、各研 究テーマの事前評価を行い、中間・事後評価を行うこと で、その結果を研究計画の改善に反映させ、公表する。 ※平成26年5月19日一部改正

3 研究評価の実施及び評価結果の公表

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年 10月31日内閣総理大臣決定)等に基づき、次に示す研究 評価を実施する。

なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生 関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等 いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査によ る評価を新たに実施する。

また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。

(1) 内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。

(2) 外部研究評価の実施

ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト 研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、 研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三 総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助 言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディ ネーターを確保する。

また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集 等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽 減を図る。

イ 病職歴データベースの整備・活用等

病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究 で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用 等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を 行う等の改善策について検討する。

(4) 症例データ収集のための連携体制の構築

労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院 のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関から も共同研究者等として研究への参画を勧奨することによ り、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図 る。

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
	者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	77 77
2 労働災害の原因の調査の実施		
 ① 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等を踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。 ② 災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 ③ 調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。 ④ 災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。 		
寺に劣める。		
3 化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、次のような 取組により、化学物質による健康障害防止対策の推進に積極 的に貢献する。① 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定		
する化学物質について、GLP(優良試験所基準)に従い、 がん原性試験(長期吸入試験、中期発がん性試験)及び発 がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第57 条の5に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施		
する。 ② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な 選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等		
も検討する。 ③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点		
から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。 ④ 安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査等		
として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力 を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応		

労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

じ実施する。

4 成果の積極的な普及・活用

重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO/IEC規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じ参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。

中期目標期間中(平成28年度から平成30年度)における 労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上と する。

(2) 労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全 衛生に資する手法等が作業現場に導入されるよう、積極的 な普及・広報活動を行い、9件以上とするよう努める。

(3) 学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表(安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。具体的には、中期目標期間中においてその総数を1,000回以上及び1,000報以上とする。

(4) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

ア 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全

4 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さら にはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層 積極的な情報の発信を行う。

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・ 改定への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に

必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究 成果等を提供する。

(2) 学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。

(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の 発信

ア 調査及び研究の成果については、原則として、 その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。

その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

イ 特別研究報告 (SRR) 等を発行し、広く関係労働

(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル 予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり 取り組む。

ア ホームページによる情報の発信

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上(※)得る。

【※: 平成16年度から平成24年度までの実績(平均) 217,670件】

イ 労災病院の医師等に対する教育研修 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医 育成の教育研修を実施する。

ウ 労災疾病等研究成果の学会発表

中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の 関連学会において、労災疾病等研究・開発テーマに関し 、1テーマ当たり国外7件以上(※1)、国内45件以上 (※2)の学会発表を行う。

【※1:平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均) 1.4件×5年間】

【※2:平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均) 8.6件×5年間】

エ 研修会等の開催

労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災 指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施 する。

衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。

- ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を 適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積 極的に行う。
- エ I T技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を195万回以上得る。

(5) 講演会等の開催

- ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年2回以上設け、発表・講演を行う。
- イ 一般公開日を設け、安衛研の一般公開を実施し、調査 及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随 時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔 軟に対応する。
- ウ 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災 指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施す る。
- (6) 知的財産の活用促進 特許権の取得を進めるとともに、

機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。

- 5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進
- (1) 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な 医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病 と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。 労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)

安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。

- ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資す るため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイド ライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般 誌等への寄稿を積極的に行う。
- エ IT技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページ を適宜改善し、国民がより用意にアクセスし、活用 できるようにする。

(4) 講演会等の開催

ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。

イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施 し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を 行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専 門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

(5) 知的財産の活用促進

国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。

- 5 労働災害の原因の調査等の実施
- ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。 また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局

労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)

オ研究計画、研究成果評価の実施

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年 12月6日内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む 研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行 い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結 果を研究計画の改善に反映させる。

- 2 勤労者医療の中核的役割の推進
- (1)一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)
特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害(産業中毒等)等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の5分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。
ア モデル医療の実践 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、類 例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバ ックし研究に反映させる

症 ックし研究に反映させる。

イ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社 会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことによ り、社会復帰の向上に努める。

(2) 大規模労働災害等への対応

国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害 をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上 重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに 行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

(3) 病院ごとの目標管理の実施

機構が有する各種データ等を活用した上で、各病院の機 能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について は、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を 行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすると ともに、業務の質の向上に努める。

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

安全衛生部に適宜報告する。

イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能とな った調査内容については、同種災害の防止に資する観 点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、 その公表に努める。

【 I 2 へ移動】

ア 臨床評価指標の公表

外部委員等で構成される「医療の質の評価等に関する 検討委員会」で策定した臨床評価指標を、ホームページ 等において公表する。

労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)

イ モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、 症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィー ドバックし研究に反映させる。

ウ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、 社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことに より、社会復帰の向上に努める。

エ 大規模労働災害等への対応

国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働 災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆 衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が 速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを 行う。

(2) 行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が 設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機 関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療 科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適 切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要 する事案については、労災病院のネットワークを活かし て対応する。

ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得 られた医学的知見については、政策立案等との連携を深 めるため、速やかに行政機関に提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
		今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。 オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。 【I 1 (3) ウへ移動】
6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実 したサービスの提供	6 化学物質等の有害性調査の実施	
労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められる産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供する。産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。 (1)事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施ア地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実産業保健関係者への研修については、産業保産業の産業保健関係者への研修については、産業保	労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。 【I 3へ移動】	
健活動に資するニーズ調査等の結果並びにストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化する。 また、過去に実施した研修のアンケート結果により受講		
者のニーズを的確に捉え、研修のテーマや内容に関する検 討・検証を行うこと等により、研修内容等の改善を図る仕 組みを充実させる。 加えて、地域窓口の機能を活かして、地域の小規模事業		
場に対する利用勧奨を通じて潜在するニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る		
初、官理監督有等を対象としたメンタルペルス対象に係る 教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度におい		

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)
て、7,340回以上の専門的研修を実施する。		
イ 自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施		
産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事		
業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産		
業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタ		
ルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び		
事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期		
目標期間中の各年度において、380回以上実施する。		
(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実		
ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタル		
ヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個		
別訪問支援の充実		
地域の小規模事業場(産業医の選任義務のない労働者50		
人未満の事業場)における産業保健活動の促進を図るた		
め、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団		
体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるととも		
に、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタ		
ルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するた		
め、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行		
う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関		
する取組支援について、中期目標期間中の各年度におい		
て、25,600件以上実施する。		
また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支		
援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの		
機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ		
細かなサービスを提供する。		
さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就		
労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援セン		
ターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等の連		
携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。		
イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口に		
おける専門的相談の実施		
産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産		
業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労		
働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対		
する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各		
年度において、47,000件以上実施する。		
地域窓口では、地域の小規模事業場(産業医の選任義務		
のない労働者50人未満の事業場)からの労働者の健康管理		
に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密		
にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮すること		
により、中期目標期間中の各年度において、29,568件以上		
実施し、地域における体制を充実・強化する。		
また、相談内容については、産業保健関係者に対する研		

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
修に有効活用する。		
(3)産業保健に関する情報の提供その他の支援		
ア 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メール		
マガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに		
産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施す		
る医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成		
果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供すると		
ともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中		
の各年度において、2,132,000件以上のホームページへのア		
クセス件数を得る。		
イ 利用者の拡大、利便性の向上を図るため、産業保健総合		
支援センターの地域窓口で直接受けられる産業保健サービ		
ス、地域窓口を通じて受けられる産業保健総合支援センタ		
ーが行う産業保健サービスの内容等について、産業保健関		
係者や事業主等に対し広報及び啓発等を行うとともに、労		
働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組む。		
(4)研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における		
産業保健活動への効果の把握		
ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体も 活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等		
による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図るこ		
とにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の		
健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を		
80%以上確保する。		
イ 利用者に対して、上記(1)から(3)に掲げる事業に		
関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域		
窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するための		
アウトカム調査(※)を実施して、有効回答のうち70%以		
上について具体的に改善事項が見られるようにする。ま		
た、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図		
る。		
【※:産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する		
産業保健サービスによる効果(産業保健関係者の能力向		
上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康		
状況の改善等)を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状		
況を把握するための利用者に対するアンケート調査。 】		
7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰		3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等
支援の推進等		
(1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支		(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進
援の推進		
適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわら		治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保
ず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労		健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)
継続を断念する場合がある等の課題が生じていることか	刀倒女王南上心日明儿// 十岁时四 (宋 2 岁)	労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組
ら、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援セ		む。
ンターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時か		
ら、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や		
医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置		
, = = 0 , , = , ,		
の支援を行うこと。		
そのため、治療就労両立支援センターにおいて、治療と		
就労の両立支援のモデル事業を実施し、労災病院等及び産		
業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及		
び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。		
① 研修会等の開催		アの研修会等の開催
治療就労両立支援センターにおける復職(両立支援)		治療就労両立支援センター(仮称。以下同じ。)にお
コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研		ける復職コーディネーターの養成及びスキルアップを図
修等を実施する。		るため、研修等を実施する。
② 支援事例の収集		イ 支援事例の収集
治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研		治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究
究、重点研究の成果、病職歴データベースを活用する等に		の成果や病職歴データベースを活用する等により、がん
より、がん、脳卒中、精神疾患等の罹患者に対して、復職		や脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを
(両立支援) コーディネーターを中心とした支援チームに		中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両
よる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。		立支援の事例収集を行う。
③ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及		ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及
支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュ		支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュ
アルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。		アルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。
④ アンケートの実施		エアンケートの実施
支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有		支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有
用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュア		用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュ
ルに反映させることにより、質の向上を図る。		アルに反映させることにより、質の向上を図る。
/Vに及吹させることにより、真V/円上を図る。		プルに及択させることにより、真の向上を図る。 -
(2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援		
企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正し		
い知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業		
において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われ		
ず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の		
課題が生じていることから、産業保健総合支援センターに		
おいて、企業に対する正しい知識・理解の普及に努めると		
ともに、治療就労両立支援センターと連携して、仕事と治療の正式は経済のいて、企業の主業保健など、仕事と治療の正式は経済の		
療の両立支援について、企業や産業保健スタッフに対する		
相談、支援を行う。		
また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復		
帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に		
併設の治療就労両立支援センター等の連携により、企業と		
の連絡調整等に対する支援を行う。		
8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等		

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上(※)確保することとし、次のような取組を行う。

【※: 平成21年度から平成25年度までの実績 医療リハビリテーションセンター (平均90.7%、総合せき損センター (平均) 80.4%】

(1) 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき 髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的 確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図ると ともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報 を発信する。

9 地域の中核的医療機関としての役割の推進

(1) 地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表するとともに、最適な医療提供体制を確立する。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関等との連携機能を強化するために労災 病院全体で地域医療支援病院の要件である「患者紹介 率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院について は、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合さ 労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上(※1)確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ85%以上(※2)の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。

【※1:平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき損センター80.2%】 【※2:平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】 ア 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・ 脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的 確に実施することにより、身体機能の向上を図るととも に、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図 る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リ ハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り 組む。

イ 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。

- 4 地域の中核的医療機関としての役割の推進 労災病院においては、次のような取組を行うことで地域 の医療水準の向上に貢献する。
- (1) 地域で目指すべき役割の明確化

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表するとともに、最適な医療提供体制を確立する。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

第2期中期目標期間に引き続き、患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、 労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を60%以上、逆紹介率40%以上」を確保す

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
安側者健康安全機構 中期計画 (第3期案) せていく。 また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。 イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3千7百回以上(※)実施する。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績(平均)735回×1.03×5年間】 ウ 高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) る。 地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。 また、救急搬送患者の受入れや地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。 イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ12万4千人以上(※)に対し講習を実施する。 【※:平成21年度から平成24年度までの実績(平均)23,994人×1.03×5年間】 ウ 高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療
一ムペーシ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5千件以上(※)実施する。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績(平均)33,409件×1.05×5年間】		一ムペーン、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万4千件以上(※)実施する。 【※:平成21年度から平成24年度までの実績(平均)33,063件×1.05×5年間】 工 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上(※)得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。 【※:平成21年度から平成24年度までの実績(平均)78.8%】
(3) 医療情報のICT化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化(電子カルテシステム及び労災レセプト電算 処理システム等)については、経営基盤の強化やシステム 更改の時期も勘案し、導入を進める。		(3) 医療情報のICT化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、電子 カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報の IT化を推進する。
なお、患者の診療情報等の個人情報については、当該個人情報を保管するオーダリング(電子カルテ)システムをインターネット環境から分離する等、強固なセキュリティを確保した上で、保管する。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。		
(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわや		(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわ

か患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供し、 全病院平均で80%以上(※)の患者満足度を確保する。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

【※: 平成21年度から平成25年度までの実績(平均) 実績81.8%】

(5)治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上(※)確保する。【※平成21年度から平成25年度までの実績(平均)2,173件】

(6)病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

(7) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであるが、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定され、さらに平成26年8月新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」において、県央基幹病院の開院に向けた円滑な統合再編を行うための基盤を確保するために、燕労災病院の早期移譲に向けて詳細な調整を進めると示されたことを踏まえて、機構として適切な対応を行っていく。

なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

やか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供し、全病院平均で80%以上(※)の患者満足度を確保する。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

【※: 平成21年度から平成24年度までの実績(平均) 実績81.6%】

(5)治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から 治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣する ことにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院 治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、 治験症例数を中期目標期間中10,900件以上(※) 確保する。

【※平成21年度から平成24年度までの実績(平均) 2,068件×1.05×5年間】

(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の 役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべ きであるが、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編に ついては、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会に おいて検討が進められ、平成25年12月「県央基幹病 院基本構想」が策定されたことを踏まえ、機構として適 切な対応を行っていく。

なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。

(7)病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPDC Aサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案) 努める。

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

- 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
- (1) 労働安全衛生分野の研究の振興
- ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。
- イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、 労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働 者の安全と健康確保に資する研究を振興する。
- ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するため に、内外の最先端の研究情報を収集する。
- エ 「Industrial Health」を年 6 回、「労働安全衛生研究」を年 2 回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。
- (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等(以下「他機関研究員」という。)を受け入れるとともに、求めに応じ研究員による他機関等への協力・支援を行う。

- 7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
- (1) 労働安全衛生分野の研究の振興
 - ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。
 - イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。
 - ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。
 - エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。
- (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸 大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する 研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所 員による他機関等への協力・支援を行う。 5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健三事業(産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組により三事業を有機的に連動させ、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。

- (1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施
 - ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実

産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果並びに治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等に基づき、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げることとし、研修のテーマや内容に関して専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。

また、地域窓口の機能を活かして地域の小規模事業場のニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるメンタルへルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルへルス対策に係る教育・研修を行うこと等により、中期目標期間中に延べ36.700回以上(※)の専門的研修を実施する。

【※:年間目標値 2,820 回(産業保健スタッフ)+4,512 回(メンタルヘルス教育)=7,332 回×5年間】

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の 実施

産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、 事業場における自主的産業保健活動促進のための事業主 セミナー等を中期目標期間中に延べ1,900回以上(※) 実施する。

【※:年間目標値①事業主セミナー235 回 (47 ヶ所×5回) +②啓発セミナー47 回 (47 ヶ所×1回) +③交流会

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)
		94回(47ヶ所×2回)=376回×5年間】
(3)研究協力の促進 ア 「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 イ 上記により、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。 ウ 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。	(3) 研究協力の促進 ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。	(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域窓口の登録産業医、登録保健師、または地域窓口 を経由した産業保健総合支援センターの産業保健相談員 による小規模事業場(産業医の選任義務のない労働者50 人未満の事業場)への訪問指導及びメンタルヘルス対策 に関する訪問支援を専門的に行う者による中小規模事業 場に対するメンタルヘルス対策取組支援について、中期 目標期間中、128,000件以上(※)実施することにより 、地域の産業保健活動への支援を図る。 【※:年間目標値①訪問指導 21,120 件(352 ヶ所×6 回)+②個別訪問支援 4,512 件(47 ヶ所×96 回)= 25,632 件×5年間】 イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における 専門的相談の実施
エ 世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。	エ 世界保健期間(WHO)が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHO が主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET 研究として実施する。	(ア)事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談対応に係る調整を迅速に行う仕組みを整備し、相談対応の効率化を図ることにより、中期目標期間中に235,000件以上(※)実施するとともに、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。【※:年間目標値47,000件(47ヶ所×1,000件)×等年間】 (イ)小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上(※)実施する【※:年間目標値29,568件(352ヶ所×84件)×5年間】 (3)産業保健に関する情報の提供その他の支援ア産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、提供する情報の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を10,660,000件以上(※)得る。 【※:平成24年度実績1,776,771件×1.2×5年間】イ利用者の拡大、利便性の向上を図るため、産業保健総合支援センターの地域窓口で直接受けられる産業保健総合支援センターの地域窓口で直接受けられる産業保健・サービス、地域窓口を通じて受けられる産業保健

援センターが行う産業保健サービスの内容等について、

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
		産業保健関係者や事業主等に対し広報及び啓発等を行う
		とともに、労働者に対する情報提供についてもより積極
		的に取り組む。
		(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場におけ
		る産業保健活動への効果の把握
		ア研修、相談については、インターネット等多様な媒
		体も活用し、研修のテーマや内容に関しては専門家による。
		る評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ること
		により、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の 健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価
		を80%以上確保する。
		イ 利用者に対して、上記(1)から(3)に掲げる事
		業に関して、産業保健総合支援センター及び同センター
		の地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価す
		るためのアウトカム調査(※)を実施して、有効回答の
		うち70%以上について具体的に改善事項が見られるよう
		にする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質
		の向上を図る。
		【※:産業保健総合支援センター及び同センターの地域
		窓口で実施する産業保健サービスによる、産業保健関係
		者の能力向上(第1次効果)、事業場内の産業保健活動
		の活性化(第2次効果)、労働者の健康状況の改善(第
		3次効果)を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を
		把握するための、利用者(産業保健関係者)に対するア ンケート方式の調査。】
		【I 6 个移動】
		6 優秀な人材の確保、育成
		(1)優秀な人材の確保等の充実・強化
		質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するた
		め、次の取組により、優秀な人材(特に医師)の確保、定
		着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の
		向上に努める。
		ア 臨床研修医の確保
		優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院
		見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同
		就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等
		のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。併せて、初
		期臨床研修終了者の中から優秀な者を後期研修医として
		病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。 イ 優秀な医師の育成等
		イ 愛労な医師の育成寺 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プ
		明ガイ医療に関する研修内谷を盛り込んに臨床研修ノ ログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした
		機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる
		医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)
労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) を育成、確保する。 ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等 の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。 エ 専門看護師・認定看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。 オ 各職種の研修プログラムの検証 毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。カ 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間に
		、
		践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、 引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に 必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体 制の充実を図る。 【第9 1 (4) へ移動】 (3) 専門性を有する看護師の養成 地域の中核的医療機関として勤労者医療及び地域医療
		を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。 【第9 1 (3) キへ移動】
 Ⅲ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1)迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセ 		IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1)迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセ

労働者健康安全機構 中期計画 (第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
一フティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持する。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績(平均)19.4日】 イ 立替払金の求償 立替払金の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。		一フティーネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持する。 【※:平成20年度から平成24年度までの実績(平均)21.8日】 (2)立替払金の求償立替払金の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回
(2)情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報 告書等において明らかにする。 2 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に 関する遺族からの相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花 類の植栽等により環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者 に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評 価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の 改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及び パンフレットを活用し周知に努める。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績(平均) 91.8%】		収を図る。 (3) 情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。 2 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 【※:平成24年度実績91.4%】
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置 1 業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮し、中期目標期間中に管理 部門で1割程度を削減する等、運営体制の合理化を行う。 また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社 会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進め る。 業務の合理化に当たっては、これまで安衛研で実施してき た労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的	第2 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置 1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ 集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化する ことについて検討する。 また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社 会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進める こと。 さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮で きるよう組織体制の在り方について検討する。

労働者健康安全機構	中₩≇基础	(第3期案)
力側有健康女子機慎	中期計劃	(弗ろ馴条)

な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行う。

また、WEB会議の運用拡大を図るとともに、研究所関連 部署間において、電子決裁の導入を進める。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

3 一般管理費、事業費等の効率化

(1)業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業について、業務運営の 徹底した効率化を図ることにより、新規・拡充業務等及び 人件費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費の 中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて12% に相当する節減額を、また、事業費(専門医療センター事 業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。)の中期計画 予算については、平成26年度の予算と比べて4%に相当す る節減額を見込んだものとする。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

1 機動的かつ効率的な業務運営

「独立行政法人における内部統制と評価について」 (平成22年3月)等を参考として、理事長の強い指導力の下で、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

ア 効率的な業務推進を引き続き実施するととも に、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じ て、重点業務に必要な資金及び要員が投入できる よう、組織体制等について適宜見直しを行う。

- イ IT技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書 の管理及び活用の電子化・データベース化による 業務・システムのより一層の最適化を図る。
- ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等 が業務改善により効果的に結びつくような体制を 構築する。

(2) 内部進行管理の充実

ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部 及び外部の委員による研究評価を厳格に実施する とともに、研究企画調整部との緊密な連携の下 に、研究グループ及び研究領域単位において、調 査研究の適切な進捗管理を行う。

イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇 給・昇格等の人事管理に適切に反映するととも に、その後の研究課題の選定や担当する業務の改 善に役立てる。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組む とともに、省エネルギー化等のための環境整備を進め る。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行 い、更なる経費の節減を図る。

イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規 業務追加分を除き、中期目標期間終了時までに、一般

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1)業務運営の効率化による経費節減

一般管理費(退職手当を除く。)については、施設管理費等の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して12%程度の額を節減する。また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。)については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して、4%程度の額を節減する。

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コスト

24

した効率化を図ること等により、労災リハビリテーション 工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成 20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上 を図る。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

給与水準については、医療本来の責務である医療の質や 安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確 保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準 の向上という組織本来の使命を果たす必要があることか ら、

医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。

ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の 業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等

労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)

管理費(人件費を除く。)の中期計画予算については、 平成22年度の運営費交付金と比べて15%に相当する節 減額を、また、事業費(人件費を除く。)の中期計画予 算については、平成22年度の運営費交付金と比べて 5%に相当する節減額を見込んだものとする。

ウ 常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

なお、常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費 並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の 中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を 見込んだものとする。ただし、以下により雇用される 者の人件費については、削減対象から除く。

- ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付 研究員
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画 (平成18年3月28日閣議決定)において指定されている 戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研 究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をい う。)

さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

の縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直 し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に 伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超 えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費 交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う ものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

給与水準については、医療本来の責務である医療の質や 安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確 保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必 要があることから、

医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な 給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ 検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。

ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の 業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。
(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるもの とし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点 検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) に基づく取組を着実に実施することとする。 なお、研究事業に係る調達については、政府におけ る調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応するこ	(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるもの とし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。
ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 エ 国立病院機構等の公的医療機関との連携を図り、すべての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。また、統合後のスケールメリットを活かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。	ととする。	ア 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」 (平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実 に実施する。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特 に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分 確保される方法により実施する。 ウ 契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施 について徹底的なチェックを受ける。
	オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。 また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるなど、登録・	3 保有資産の見直し 機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不 要資産については早急に処分する。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第17 1号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生 じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労 災病院の増改築費用等への有効活用に努める。 【第357へ移動】

- 第3 予算、収支計画及び資金計画
 - 1 外部研究資金の活用等 外部研究資金については、重点研究の5分野への活用も考
- 第3 財務内容の改善に関する事項

【第3 5へ移動】

1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に

保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の

4(5)の取組等により、特許収入の拡大を図る。

第3 予算、収支計画及び資金計画

慮しつつ、競争的研究資金への応募を積極的に行うととも に、業界団体や企業等に働きかけるなどにより、社会的ニー ズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業 務運営の効率化に関する目標を達成するために執るべき措 置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該 予算による運営を行う。
- 3 労災病院の経営改善

(1) 国立病院機構との連携等

国立病院機構等の公的医療機関と連携するとともに厚生年金基金の国への代行返上、不足する医師の確保を図ること等により、労災病院の経営改善を図る。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一 的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事 業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表す る。

(3) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金については、解消を図るために必要な機構 全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額 を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘 案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図る ことにより、平成29事業年度を目途に解消する。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率(医療事業収入に対する個人未収金の割合)の低減に取り組む。

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 予算、収支計画及び資金計画

ア 予算については、別紙1のとおり。

- イ 収支計画については、別紙2のとおり。
- ウ 資金計画については、別紙3のとおり。

労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)

中期目標中「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

1 経営改善に向けた取組等

平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部 主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏ま え、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを 含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確 保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確 保・支出削減対策に取り組む。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について各年度計画において具体的に定める。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一 的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事 業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表す る。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進め、同機構との人材交流などについても検討する。

また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

(4) 本部事務所の移転

本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行

【第3 4~移動】

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
4 本部事務所の移転 本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。		2 債権の管理等 医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付 債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。 【第3 3 (4)及び第9 3へ移動】
5 保有資産の見直し ア 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない 範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理 性といった観点に沿って、その保有する必要性について検 証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を 行う。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後におい て、独立行政法人労働者健康安全機構法(平成14年法律 第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分 により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。 イ 特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4(6)の取組等により、特許収入の拡大を図る。		
6 予算(人件費の見積もりを含む。) 別紙1のとおり		3 予算(人件費の見積もりを含む。) 別紙1のとおり
7 収支計画 別紙2のとおり		4 収支計画 別紙2のとおり
8 資金計画 別紙3のとおり		5 資金計画 別紙3のとおり
第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,077百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)	第4 財務内容の改善に関する事項 (1)限度額 290百万円	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,077百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)
2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等	(2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不 足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重 大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶 発的な出資に対応するため。	2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合に	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
場合には、当該財産の処分に関する計画 独立行政法人労働者健康安全機構法(平成14年法律第171号)附則第7条の規定に基づく資産については、売却により国庫納付を行うとともに、それ以外の資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により原則として現物により国庫納付することを中期目標期間の最終年度までに完了するよう努め	は、当該財産の処分に関する計画なし	その計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために とるべき措置」の「3 保有資産の見直し」に基づき、次の ア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業 務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間 の最終年度までに処分が完了するよう努める。
る。 旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、 労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーショ ン長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所、水上荘		ア 病院 旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎イ 病院以外の施設 労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所、水上荘
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画中期目標期間の最終年度までに売却が完了するよう努める。 九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、燕労災病院(第1 I 9 (7)に基づく移譲を行う場合)	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は 担保に供しようとするときは、その計画 なし	
第7 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院に おいては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者 の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成 果の普及の充実に充当する。	第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院に おいては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者 の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員について は、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を 図る。		第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。 (2)人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、更なる活性化に向け検討する。
2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備につ いては、別紙4のとおりとする。		2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙4のとおりとする。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案) 労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期) 労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) (2) 労災病院以外の施設に係る計画 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金によ 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金によ り施設整備を図る。 り施設整備を図る。 ア 施設名 ア施設名 労働者健康安全機構本部、釧路労災看護専門学校、大 労働者健康福祉機構本部、釧路労災看護専門学校、大 阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医 阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原 医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター 療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、安 衛研 イ 予定額 イ 予定額 【P】百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。) 13,827百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。) ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがた 事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更するこ い事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更す とがあり得る。 ることがあり得る。 3 中期目標期間を超える債務負担 3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担 行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断 行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断 されるものについて行う。 されるものについて行う。 第9 その他業務運営に関する重要事項 第8 その他業務運営に関する重要事項 第8 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 1 人事に関する事項 (1)能動的な人事管理 (1) 方針 質の高い研究や医療を提供するため、優秀な研究者、 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の 医療従事者等の確保に努める。 採用に当たっては、原則として、公募による任期付採 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能 用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来 力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された 性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用す 柔軟な人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評 価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を 図る。 (2)優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任 イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員 期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将 の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能 来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。 また、任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研 究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採 用する。 イ 女性や障害のある研究員がその能力を十分に発揮でき る研究環境の整備に努める。 ウ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考 慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員によ る科研費等の外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度 の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の 徹底等を行う。さらに研究員の能力開発を図るためのキャ

リア・アップを戦略的に実施する。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案) 労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期) 労働者健康福祉機構 中期計画(第3期) (3) 医療従事者の確保 (2) 常勤職員の数 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。 ため、次の取組により、優秀な人材(特に医師)の確保、 定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・ 常勤職員数について、期初の常勤職員数は104人、 強化を図るとともに、その資質の向上に努める。 期末の常勤職員数は104人(上限)。 ア 優秀な医師の育成等 (参考2) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プ 中期目標期間中の人件費総額について、中期目標期 ログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機 間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見 構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師 込み4,191百万円。 の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育 なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額 成、確保する。 見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期 付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百 万円である。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、 職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する 範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記 の額に含まれない。 イ 臨床研修医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の 積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機 会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研 修医及び専攻医(後期研修医)の確保に努める。 ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等 の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働き やすい環境の整備に努める。 エー人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るた め、施設間の人事交流を推進するとともに、国立病院機構 との人材交流等について実施する。 オ 専門看護師・認定看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療 を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、 医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け 活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等 の育成に努める。 カ 各職種の研修プログラムの検証 毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医

療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実さ

勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定 した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校

せることにより職員の資質の向上を図る。

キ 専門性を有する看護師の養成

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画 (第3期)
では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。		
ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対して は、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間に おける医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強 化して医師不足の病院への支援に努める。		
(4)産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤 労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び 勤労者医療総合センター(治療就労両立支援センターを含 む)において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産 業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連 携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維 持、向上のための育成支援体制の充実を図る。		
(5)障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的 に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実 に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集、採用から配置、定着に至るまでに実施 するマニュアルを作成し、障害者雇用を促進する。また、 当該マニュアルについては障害者雇用の実情に応じた内容 改訂を行うとともに、成果の普及を行う。		
2 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設(※)の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止する。 ※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設を平成27年9月末に廃止。	2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存 の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使 用環境等を勘案し、計画的な更新、設備を進める。 なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合 には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散 しないよう、施設及び設備の集約化を進める。 【第8 2 (2) へ移動】	1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設(※)の廃止に 取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予 定。
3 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、 適切な回収を行う。		
4 内部統制の充実・強化等 (1)内部統制の充実・強化		2 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「独立行政法人における

労働者健康安全機構 中期記	計画(第3期案)
---------------	----------

内部統制については、総務省の「独立行政法人における 内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表 した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見 として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された 事項を踏まえ、業務の有効性及び効率化、法令等の遵守、 資産の保全、財務報告等の信頼性の4つの目的に資するための充実・強化を図る。

(2)業績評価の実施

外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに 事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業 績評価結果については、インターネットの利用その他の方 法により公表する。

(3) 事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

5 公正で適切な業務運営に向けた取組

諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。とりわけ、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

6 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。

7 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する保有個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じる。

また、政府の方針(平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等)を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講

労働安全衛生総合研究所 中期計画 (第2期)

労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)

内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を踏まえ、業務の有効性及び効率化、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つの目的に資するための充実・強化を図る。

- 3 公正で適切な業務運営に向けた取組
- (1) 関係法令の順守等

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

(2) セキュリティの確保

「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。

3 決算検査報告指摘事項への対応

「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 適切な情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

労働者健康安全機構 中期計画(第3期案)	労働安全衛生総合研究所 中期計画(第2期)	労働者健康福祉機構 中期計画(第3期)
じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等)を推進する。 国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。		
8 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組につい て、着実に実施する。		5 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組につい て、着実に実施する。